

介護保険制度

現行

見直し後

保険給付

① 介護給付
〔要介護1～5〕

② 予防給付
〔要支援1・2〕

③ 地域支援事業

- 在宅サービス
(訪問介護、通所介護等)
- 施設サービス
(特別養護老人ホーム等)
- 地域密着型サービス

- ショートステイ
- 訪問看護 等

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 通所介護(デイサービス)

- 介護予防事業
 - ・一次予防事業
 - ・二次予防事業

介護給付

予防給付

地域支援事業

[現行と同じ]

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1・2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
- 一般介護予防事業



平成28年10月から高松市の介護保険事業が大きく変わり、
「地域住民主体」のサービス提供ができるようになります！

介護保険事業所

身体介護



入浴介助

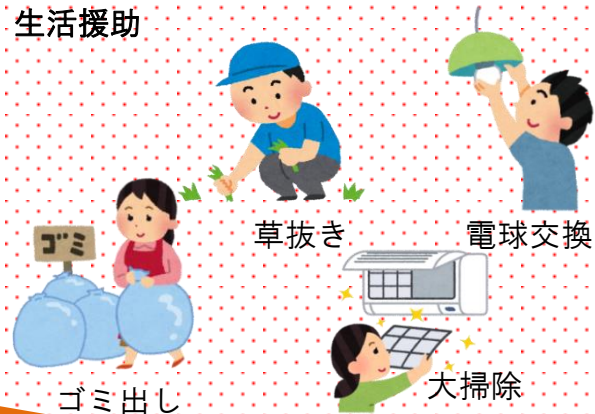
介護保険事業所、シルバー人材センター、
協同組合、NPO、民間事業者、**地域の方々**等

生活援助



地域の方々

生活援助



生活支援コーディネーター

生活支援サービスや「通いの場」を
立ち上げるためのお手伝いをします！

レクリエーション

食事



体操・運動

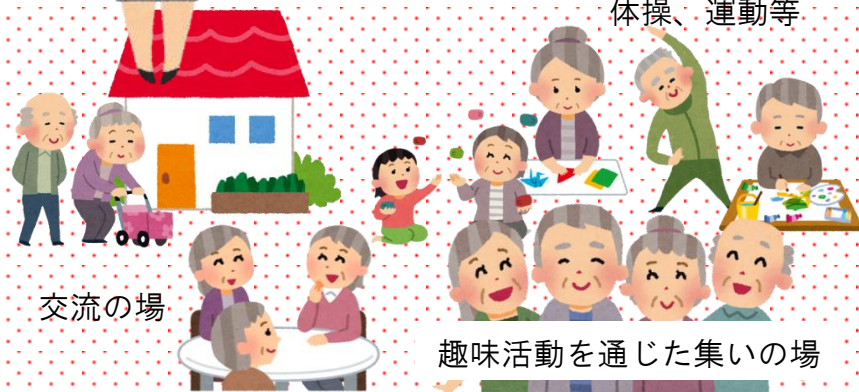


デイサービス



介護保険事業所、スポーツジム、
スイミングクラブ、民間事業者等

体操、運動等



「通いの場」(地域の方々)

訪問型サービス

通所型サービス